

令和4年10月11日
関東東北産業保安監督部東北支部

車両による危険物運搬時の必要な措置について【お願い】

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、日頃より取組がなされているところですが、ひとたび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官を通じ、警察庁生活安全局保安課長より危険物運搬車両に対する指導取締りについて下記のとおり実施する旨の周知等の協力依頼がありました。

各鉱山におかれましては、鉱山内における車両による危険物運搬時の人に対する危害防止のため必要な措置を講じ、適切な運搬をお願いします。

記

1. 実施期間

令和4年11月1日（火）から11月30日（水）までの1ヶ月間

2. 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3. 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

以上

〈お問合せ先〉

関東東北産業保安監督部東北支部

担当：鉱山保安課 的場、生田目

電話：022-221-4962（鉱山保安課）